

1) 施設番号A

選定理由: 生化学(オープン:  $\gamma$ -GT(1検体)、ブドウ糖(2検体)、HbA1c(2検体)、  
総ビリルビン・HDLコレステロール・LDLコレステロールの測定方法で誤登録)

2) 施設番号B (H27、H30、R1)

選定理由: 血球算定(オープン: 白血球(1検体)、血小板(1検体))  
ブラインド: 白血球(1検体)、MCV(2検体)、ヘマトクリット(2検体) 2つの診療所から依頼のうち、  
両方限界外)  
微生物同定(ブラインド: MB2' 夾雑菌のみ)2つの診療所から依頼のうち、片方のみ不正解(本社  
へ外注)

その他: 生化学 (ブラインド: 尿酸(1検体))  
細胞診(CY1のコメント内容が「やや不良」判定)

3) 施設番号C

選定理由: 免疫学(オープン: HBs(SE5)検体量不足のため判定保留)

その他: 血球算定(オープン: 網赤血球(2検体))  
血液細胞形態(骨髄芽球をリンパ球と誤解答、多染性赤芽球を正染性赤芽球と誤解答)

4) 施設番号D (H27、H30、R1)

選定理由: 生化学(ブラインド: ブドウ糖(1検体)、HbA1c(1検体))  
血球算定(オープン: 白血球(1検体))  
ブラインド: 白血球(2検体)、血小板(1検体)、MCV(2検体)、ヘマトクリット(2検体))

5) 施設番号E (H27、H28、H29、H30、R1)

選定理由: 生化学(ブラインド: 尿酸(1検体)、ALT(1検体)、HbA1c(1検体))

血球算定(オープン: 白血球(1検体)、網赤血球(2検体))  
ブラインド: 白血球(1検体)、網赤血球(2検体))

微生物同定(ブラインド: MB2' 病原微生物認めず 外注)  
その他: 血液細胞形態(球状赤血球をハウエルジョリーと誤解答、多染性赤芽球を正染性赤芽球と誤解答)

6) 施設番号F (H28、R1)

選定理由: 細胞診(「不適正検体」無と報告)

その他: 血液細胞形態(桿状核好中球を後骨髄球と誤解答)  
微生物同定・染色(MB3推定菌種 評価B)  
細胞診(CY4のコメント内容が「やや不良」判定)

7) 施設番号G (H30、R1)

選定理由: 生化学(オープン: 総ビリルビン・尿酸の測定方法で誤登録)

その他: 血球算定(オープン: 白血球(2検体)、血小板(1検体))

8) 施設番号H (H29)

選定理由: 立入結果 法令不備 3点として

- ・法第20条の3第2項 施行規則第12条の1第10号(定められた人数以上の臨床検査技師が勤務していない)
- ・法第20条の3 法第20条の4第1項 法第20条の4第3項 施行規則第12条の1第1号 施行規則第14条 施行規則第16条(検査用機械器具に関する登録基準を満たしていない)
- ・施行規則第12条の2第1項(開設者が十分な精度管理を行う配慮義務を果たしていない)

その他: 血球算定(オープン: 白血球(1検体)、赤血球(1検体)、ヘマトクリット(2検体))  
ブラインド: 白血球(1検体)、赤血球(1検体)、ヘマトクリット(2検体))  
血液細胞形態(多染性赤芽球を正染性赤芽球と誤解答)

9) 施設番号I (H27)

選定理由: 病理学(検査室の有機溶剤等の臭気について、従事者の曝露による健康被害が懸念されるため、改善が必要)